

■柏市都市農業振興計画(案)に係るパブリックコメント実施結果

1 実施期間

令和7年12月12日(金)から令和8年1月13日(火)まで

2 パブリックコメント提出件数

3件

3 内容及び回答

いただいたご意見の内容及びそれに対する市の考えは以下のとおりです。

	ご意見	市の考え方
1	<p>ほうれん草の取り組みについて、もう少し力を入れて充実していただければと思います。</p> <p>現代はスマートフォンやパソコンの日常的な使用で目の疲労が問題となっていると思いますが、その対策に、ほうれん草の栄養素が良いとされています。</p> <p>子どもの食育だけでなく、成長期の中高生や、働き盛りの世代、高齢者にとっても栄養豊富で優れた食材です。</p> <p>シウ酸が含まれているため、調理方法の工夫やアイデアをたくさん出していただき、地元で採れることや美味しさを周知し、簡易に購入できる場所や気軽に食べられる場所が増えることを期待します。</p>	<p>ほうれんそうに特化した施策は本計画に掲載しておりませんが、市では、柏の三大野菜を「かぶ」、「ねぎ」、「ほうれんそう」と位置付けておりPRを継続的に実施しております。</p> <p>本計画においても、引き続き、三大野菜としてのPRを行っていく方針となっておりますので、その中でほうれんそうの生産や消費の拡大を図ってまいります。</p>
2	<p>6次産業の取り組みの中で、特にほうれん草について</p> <p>ほうれん草を食べる価値は十分に理解されていますが、調理の際に”洗う・湯がく・再度洗う”という手間がかかり、特に、旬の冬には手が冷たくなるため購入頻度が減ってしまいます。そのため、惣菜や下処理済として購入できると、市民にとって利用しやすくなると思います。柏市は広いため、遠方では利用が難しく、身近な場所で買えることに意味があります。</p> <p>国産であること、さらに”柏産”であることが、健康面と便利さの両方で市民にとって意味を持つような取り組みをお願いしたいです。</p> <p>他の野菜についても、新鮮で、調理しやすい惣菜や加工品が身近に買えるようになることを期待します。</p>	<p>ほうれんそうに特化した施策は本計画に掲載しておりませんが、市では、柏の三大野菜を「かぶ」、「ねぎ」、「ほうれんそう」と位置付けておりPRを継続的に実施しております。</p> <p>本計画においても、引き続き、三大野菜としてのPRを行っていくほか、6次産業化への支援も行っていく方針となっておりますので、必要な支援を検討してまいります。</p>

3	<p>都市農業の多様性の評価と、農業を「続けるための個別補償」の提案</p> <p>●意見内容</p> <p>本計画(案)は、「多様な農業がつづく柏」を基本理念に掲げ、生産性向上と市民理解の促進を両立させようとする点において、都市農業の特性を踏まえた方向性が示されていると評価します。</p> <p>一方で、計画全体を通じて、担い手不足への対応として農地の集積・集約や規模拡大、法人化といった施策が前面に出ており、柏市の都市農業を実際に支えている小規模・中規模農家が「現状規模のまま続けること」への位置付けが弱いように感じられます。</p> <p>都市農業においては、農地が点在し、住宅地と近接しているという特性から、必ずしも農地集積や規模拡大が効率化や持続性につながるとは限りません。むしろ、少量多品目・分散型の経営は、都市消費地に近いという立地条件を生かし、気候変動や市場変動に対するリスク分散、柔軟な経営判断を可能にする形態として評価されてきました。小規模・中規模農家の存在は、柏市の農業の多様性と安定性を支える重要な要素であると考えます。</p> <p>また、小規模・中規模農家は、生産活動に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地における農地景観の維持 ・災害時の防災空間としての機能 ・学校教育や食育、農業体験の受け皿 ・地域コミュニティとの日常的な関係性 <p>といった、「市場では評価されにくい公共的機能(多面的機能)」を担っています。</p> <p>これらの機能は、都市において農地が存在すること自体の価値であり、都市農業振興基本法の趣旨とも合致するものです。しかし現状では、これらの役割は主に農業者個人の負担によって支えられており、営農継続の大きな制約要因となっています。</p>	<p>小規模・中規模農家への支援につきましては、アンケート調査などからも現状維持の意向をお持ちの農家がいることを把握しており、施策としましても、1柏市農業の生産性の維持・向上1-1農地の集積・集約と規模に応じた作付け支援のうち、施策3において、農業を継承される仕組みづくりが必要である旨を記載しております。市としましても、小規模・中規模農家の皆様は、市の農業を支える重要な方々であると認識しておりますので、必要な施策を検討してまいります。</p>
---	--	---

この点を踏まえると、都市農業を「発展させる」施策だけでなく、「続けてもらう」ための施策を、計画の中でより明確に位置付ける必要があると考えます。

具体的には、規模拡大や法人化を前提としない農業者に対して、『都市農業が担う公共的機能への対価としての個別補償(直接支払い)』を検討することは、合理的かつ公平な選択肢であると考えます。

例えば、

- ・一定期間、農地として維持すること
- ・防災・教育・地域活動などに活用可能な状態で農地を保全すること
- ・無秩序な転用を行わず、地域との共存を図ること

といった条件を満たす農業者に対し、生産量や経営規模に依存しない形での個別補償を行う仕組みは、農業者への優遇ではなく、都市が必要とする機能を維持するための正当な対価として位置付けることができます。

このような制度は、高齢農業者や兼業農業者、後継者が未定であっても当面は営農可能な農業者を下支えし、急激な離農や農地消失を防ぐ効果も期待できます。結果として、農地の荒廃防止や都市環境の維持といった面で、市全体のコスト削減にもつながると考えます。

本計画においては、「規模拡大を目指す農業」と並行して、「現状規模で続ける農業」を正当に評価し支えるという二つの方向性を明確に位置付け、都市農業の多様性と持続性を高める方針を示すことを強く求めます。